

邑楽町公共下水道事業の設置等に関する条例（案）

（下水道事業の設置）

第1条 都市の健全な発展及び環境衛生の向上を図るとともに、公共用水域の保全に資するため、公共下水道事業を設置する。

（法の財務規定等の適用）

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

（経営の基本）

第3条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

- 2 排水区域は、本町の区域のうち、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。
- 3 排水人口は、前項の排水区域内の人口とする。

（重要な資産の取得、管理及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、その面積が1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により公共下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第6条 公共下水道事業の業務に関し、法第40条第2項の規定により条例で定

めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価格が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が100万円以上のものとする。

(会計事務の処理)

第7条 法第34条の2ただし書の規定により、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち、次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

- (1) 公金の収納及び支払に関する事務
- (2) 公金の保管に関する事務
- (3) 有価証券の出納及び保管に関する事務
- (4) 現金及び財産の記録管理に関する事務

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、公共下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事由により第1項に定める期日までに同項の書類を作成することができなかった場合は、町長は、その事由がやんだ後速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(邑楽町下水道事業特別会計条例の廃止)

2 邑楽町下水道事業特別会計条例（平成5年邑楽町条例第1号）は、廃止する。